

2. 施策の内容

基本目標1 とともに生きる

～家族の絆を大切にし とともに思いやり助けあう家庭～

施策(1) 個性や能力を尊重し、相互理解のもと協力しあう家庭づくり

《市の役割》

- ◎生涯を通じた人権教育や多様な生き方への理解促進、ライフ・ステージに応じた意識啓発を行う。
- ◎多様な生き方や働き方を認めあえる環境づくりのための啓発を行う。
- ◎家庭内における相互理解やコミュニケーションを促進する。

- ①子育て中の親の交流の場や乳幼児家庭教育・小中学校家庭教育学級など、子どもの成長に応じた学習機会の充実を図る。
- ②世代や理解度に応じた講演会・講座などを開催する。
- ③家庭内での相互理解やコミュニケーションを促進するための実践講座や情報提供を行う。

《市民の役割》

- ◎慣習やしきたりにこだわらず、互いに認めあい、尊重しあう。
- ◎家庭内のコミュニケーションを大切にし、「おたがいさま」の気持ちで相互理解を深める。
- ◎一人ひとりが自らのワーク・ライフ・バランスのあり方を考え、家庭や地域における役割を積極的に果たす。

- ①家庭において男女平等や男女共同参画を意識した子育てを実践する。
- ②講演会や講座などに積極的に参加し、学んだ成果を家庭や職場、地域で活かす。
- ③生涯設計の必要性を認識し、知識と理解を深めるための講演会や講座へ積極的に参加する。

施策(2) 性別による固定的役割分担意識の解消

《市の役割》

- ◎男性の家事・育児・介護等への参画の推進のための啓発を行う。

- ①性別に関わりなく、相互理解のもと支えあう家庭づくりについて、広報紙、ホームページなどによる啓発を行う。
- ②様々な世代の夫婦や親子で参加できる講座などを開催する。
- ③ワーク・ライフ・バランスの見直しによる仕事と家事、育児、介護などの両立、家庭内における役割分担の先進事例を紹介する。

《市民の役割》

- ◎一人ひとりが自らのワーク・ライフ・バランスのあり方を考え、家庭や地域における役割を積極的に果たす。

- ①家庭内では家族が個々の個性を大切にし、それぞれの事情に配慮して支え合う。
- ②家庭内における役割分担についての問題意識を持ち、家庭内で話し合う機会を持つ。
- ③講演会や講座などに積極的に参加し、学んだ成果を家庭や職場、地域で活かす。

《事業者の役割》

- ◎育児・介護休業などの制度を利用しやすい職場をつくる。
- ◎男性中心型労働慣行等の変革を推進し、誰もが働きやすい職場をつくる。

- ①労働時間の短縮、休暇取得や短時間勤務制度が利用しやすい職場環境づくりを推進する。
- ②男性の育児休暇取得の促進など、ライフスタイルに応じた多様な働き方を推進する。

《地域の役割》

- ◎慣習やしきたりにこだわらず、互いに認めあい、尊重しあう。
- ◎あらゆる活動に性別・年代に関わりなく多様な人材が参画できる地域をつくる。
- ◎女性の役員等への積極的登用や意思決定等への参画を推進し、女性の指導的地位の向上を図る。

- ①性別・年齢に関わりなく多様な人材が参画することの重要性を踏まえ、まちづくり協議会や町内会、各種団体における役員選出方法の見直しや新しい人材の活用を推進する。
- ②地域における団体等での女性役員等の積極的登用や意思決定等への参画の推進をする。

施策(3) ワーク・ライフ・バランスを実現する意識と環境づくり

《市の役割》

- ◎男女共同参画に関する市民意識や職場の実態調査を行う。
- ◎多様な働き方に対応した子育てや介護ができる環境づくりを促進する。

- ①男女共同参画に関する市民意識調査や労働実態調査を実施する。
- ②広報紙・ホームページなどによる啓発を行う。
- ③世代や理解度に応じた講座や講演会を開催するとともに、啓発資料を配布する。
- ④事業所に対してワーク・ライフ・バランスに関する講師を派遣する。

《市民の役割》

- ◎ワーク・ライフ・バランスに対する認識を深める。

- ①講演会や講座などに積極的に参加し、学んだ成果を家庭や職場、地域で活かす。
- ②家庭内で話し合いの機会を設け、協力しながらワーク・ライフ・バランスの実現を図る。

《事業者の役割》

- ◎働く者の人権に配慮し、性別や結婚・出産・育児・介護などのライフ・ステージに関わりなく個性や能力を活かせる職場をつくる。
- ◎事業者と働く者が協調して生産性の向上に努めつつ、多様な働き方を認めあえる職場をつくる。

- ①ワーク・ライフ・バランスに関する研修などを積極的に実施する。
- ②法制度についての認識を保持し、法令を遵守する。

施策(4) DV等、あらゆる暴力の根絶

《市の役割》

◎DV等、あらゆる暴力の根絶に向けた啓発、実態調査、相談体制の整備、保護事業、自立支援を行う。

- ①学校教育や生涯学習の場で人権教育を推進するとともに、広報紙やホームページ、パンフレットなどにより、DV等、あらゆる暴力の根絶に向けた啓発、相談窓口に関する情報提供を行う。
- ②相談や関係機関からの情報などを通じて、被害者や加害者の実態を把握し、防止策について検討する。
- ③関係部署間の連携強化、職員研修の実施、法律相談の開催など、相談機能の充実を図る。
- ④関係機関との連携により被害者を適切に保護するとともに、被害者の家族等を含め安全の確保に努める。
- ⑤自立支援のために必要な情報提供や手続きに関する同行援助のほか、被害者の子どもについては就学・就園等に関する支援を行う。
- ⑥被害者保護及び自立支援における関係機関との連携を強化し、関連する活動に取り組む民間団体の設立支援や育成、協働体制について検討する。

《市民の役割》

◎DV等、あらゆる暴力をしない・させない社会風土を形成する。

- ①家庭内においてDVについて考える機会をもち、講演会や講座等には積極的に参加し、学んだ成果を家庭や職場、地域で活かす。
- ②被害者や加害者の実態を見過ごすことなく、支援機関等に相談するなど積極的に関与する。
- ③日頃から関係機関や民生児童委員等と連携を保ち、思いやりの心を持って積極的に被害者等の保護・自立支援に関わる。

基本目標2 ともに学ぶ

～生涯を通じて 豊かな人間性を形成し 相手を思い 理解しあえる教育～

施策(1) 人権を尊重し、豊かな人間性を育む教育の推進

《市の役割》

- ◎生涯を通じた人権教育や多様な生き方への理解促進、ライフ・ステージに応じた意識啓発を行う。
- ◎教育現場での男女共同参画への意識啓発を行う。

- ①世代や理解度に応じた講演会・講座などを開催する。
- ②性別や年齢に関わりなく希望に応じていつでも学べる環境づくりを推進するなど人権や男女共同参画に関する学習情報を提供する。
- ③各種講座・講演会などでの託児サービスの設置等、誰もが参加しやすい学習環境を提供する。
- ④保育・学校教育の場において、男女共同参画に関する指導の充実を図るとともに、個性や能力を尊重した教育を推進する。

《市民の役割》

- ◎慣習やしきたりにこだわらず、互いに認めあい、尊重しあう。

- ①講演会や講座などに積極的に参加し、学んだ成果を家庭や職場、地域で活かす。

《事業所の役割》

- ◎セクシャルハラスメントや性別による差別・格差のない職場をつくる。
- ◎性の多様性や多様な生き方・働き方への理解を促進する。

- ①研修を実施するなど、多様な働き方・生き方についての理解を深める。

《地域の役割》

- ◎あらゆる活動に性別・年代に関わりなく多様な人材が参画できる地域をつくる。

- ①地域づくりのための研修を実施するなど、地域活動の担い手を育成する。

施策(2) ワーク・ライフ・バランスに関する教育や研修の推進

《市の役割》

- ◎多様な生き方や働き方を認めあえる環境づくりのための啓発を行う。
- ◎主体的な進路選択や生活設計等を可能にするための教育や研修を行う。
- ◎女性のキャリアアップを図るための支援や情報提供を行う。

- ①世代や理解度に応じた講演会・講座などを開催する。
- ②広報紙・ホームページなどによる啓発を行う。
- ③事業所に対してワーク・ライフ・バランスに関する講師を派遣する。

《市民の役割》

- ◎一人ひとりが自らのワーク・ライフ・バランスのあり方を考え、家庭や地域における役割を積極的に果たす。

①講演会や講座などへは積極的に参加し、学んだ成果を家庭や職場、地域で活かす。

《事業者の役割》

- ◎働く者の人権に配慮し、性別や結婚・出産・育児・介護などのライフ・ステージに関わりなく個性や能力を活かせる職場をつくる。
- ◎事業者と働く者が協調して生産性の向上に努めつつ、多様な働き方を認めあえる職場をつくる。
- ◎男性中心型労働慣行等の変革を推進し、誰もが働きやすい職場をつくる。

①労働時間の短縮、休暇取得や短時間勤務・フレックス勤務などの制度が利用しやすい職場環境づくりを推進する。

②男性の育児休暇取得の推進などのライフスタイルに応じた多様な働き方を推進する。

③ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた研修などを実施する。

施策(3) 命を尊び、暴力や差別を根絶する教育の推進

《市の役割》

- ◎DV等、あらゆる暴力の根絶に向けた啓発、実態調査、相談体制の整備、保護事業、自立支援を行う。
- ◎命の大切さや人権が尊重される教育を推進する。

①学校教育や家庭教育を通じ、児童生徒の発達段階に応じた科学的知識や、生命尊重・人間尊重・男女平等の精神に基づく異性観を身につけるための性教育を行う。

②道徳・人権教育に食育や環境問題などを盛り込み、生命の大切さを総合的に学ぶことができる教育を行う。

③DVをはじめとするあらゆる暴力や性差別に関して、世代に応じて学ぶことができる機会を提供する。

《市民の役割》

- ◎DV等、あらゆる暴力をしない・させない社会風土を形成する。

①講演会や講座などに積極的に参加し、学んだ成果を家庭や職場、地域で活かす。

施策(4) メディア等の情報を男女共同参画の視点で適切に読み解く教育の推進

《市の役割》

- ◎生涯を通じた人権教育や多様な生き方への理解促進、ライフ・ステージに応じた意識啓発を行う。

- ①学校教育や生涯学習の場において、男女共同参画の視点からメディア等の情報を正しく理解する能力やSNS等での適切な情報発信・活用についての意識啓発や学習機会の提供を行う。
- ②情報発信における表現や内容について男女共同参画に配慮する。

《市民の役割》

- ◎メディア等の情報を男女共同参画の視点で正しく理解する能力の向上と、SNS等での情報発信の影響力について理解を深める。

- ①講演会や講座などへ積極的に参加し、男女共同参画の視点で情報を正しく理解する能力の習得及びSNS等での情報発信の際の配慮すべき点を理解し、学んだ成果を家庭や職場、地域で活かす。

施策(5) 性的少数者への理解の促進

《市の役割》

- ◎性的少数者への正しい理解を進めるための意識啓発や配慮を進める。

- ①申請書類等の不必要な性別欄等の廃止を実施する。
- ②理解促進のための啓発物を作成し、配布する。
- ③性的少数者の正しい理解と適切な対応のため、職員向けの研修を実施する。

《市民の役割》

- ◎性の多様性や多様な生き方・働き方への理解を深める。

- ①講演会などに積極的に参加し、多様な生き方に対する理解を深める。

《事業所の役割》

- ◎性の多様性や多様な生き方・働き方への理解を促進する。

- ①講演会などに積極的に参加し、職場における性的少数者に対する理解を深める。

基本目標3 ともに働く

～誰もが自分らしく 安心して働くことができる職場～

施策(1) 性別による差別や格差のない職場づくり

《市の役割》

◎DV等、あらゆる暴力の根絶に向けた啓発、実態調査、相談体制の整備、保護事業、自立支援を行う。

- ①事業者や働く者に対する性別による差別や格差の解消に関する意識啓発や相談窓口の紹介を行う。
- ②事業者に対する各種法制度や雇用管理上の配慮に関する情報提供を行う。

《市民の役割》

◎DV等、あらゆる暴力をしない・させない社会風土を形成する。

◎性別による差別のない職場づくりへの理解を深める。

- ①セクシュアル・ハラスメント等、職場における差別や格差に対する関心と理解を深め、被害を受けたり差別や格差を感じたりした場合は、専門機関に相談する。

《事業者の役割》

◎セクシュアル・ハラスメントや性別による差別・格差のない職場をつくる。

◎性の多様性や多様な生き方・働き方への理解を促進する。

◎女性の管理職等の積極的な登用や、女性の指導的地位の向上のための人材育成を図る。

- ①職場における差別や格差の解消に対する意識を高めるための研修を行う。
- ②各種法制度や雇用管理上の配慮に関する積極的な情報収集を行う。
- ③女性管理職等の積極的な登用や、働く者の個性や能力に応じた人材育成の推進をする。

施策(2) 多様な働き方を認め、ワーク・ライフ・バランスを実現できる職場づくり

《市の役割》

◎多様な生き方や働き方を認めあえる環境づくりのための啓発を行う。

◎男女雇用機会均等法など、あらゆる人が働きやすい職場づくりのための法制度を周知する。

◎ワーク・ライフ・バランスや男女共同参画の推進企業等に対する優遇制度を紹介する。

- ①事業者に対する意識啓発を行うとともに、働き方改革等の先進的な取り組み事例や国・県の優遇制度などを紹介する啓発資料を提供する。
- ②世代や理解度に応じた講演会・講座などを開催する。
- ③事業所に対してワーク・ライフ・バランスに関する講師を派遣する。

《市民の役割》

◎慣習やしきたりにこだわらず、互いに認めあい、尊重しあう。

◎ワーク・ライフ・バランスに対する認識を深める。

- ①男女共同参画に関する講演会や講座などへ積極的に参加し、学んだ成果を職場で活かす。
- ②一人ひとりが互いの事情を配慮し、それぞれが活躍できる、働きやすい職場づくりを推進する。

《事業者の役割》

- ◎働く者の人権に配慮し、性別や結婚・出産・育児・介護などのライフ・ステージに関わりなく個性や能力を活かせる職場をつくる。
- ◎事業者と働く者が協調して生産性の向上に努めつつ、多様な働き方を認めあえる職場をつくる。
- ◎男性中心型労働慣行等の変革を推進し、誰もが働きやすい職場をつくる。
- ◎健康で働くことができるよう、職場での健康づくりを推進する。
- ◎育児・介護休業などの制度を利用しやすい職場をつくる。

- ①労働時間の短縮、休暇取得や短時間勤務・フレックスタイム勤務などの制度が利用しやすい職場環境づくりを推進する。
- ②男性の育児休暇取得やテレワークの推進などのライフスタイルに応じた多様な働き方の推進をする。
- ③ワーク・ライフ・バランスに関する研修などを実施する。
- ④講演会や講座などに積極的に参加する。
- ⑤法制度についての認識を保持し、法令を遵守する。
- ⑥健康診査の受診促進や、健康状態に応じて適切に自己管理を行うことができる相談体制を確立する。
- ⑦次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定及び実施に努める。

施策(3) 誰もが個性や能力を発揮できる職場づくり

《市の役割》

- ◎主体的な進路選択や生活設計等を可能にするための教育や研修を行う。
- ◎女性のキャリアアップを図るための支援や情報提供を行う。
- ◎男女共同参画に関する市民意識や職場の実態調査を行う。

- ①再就職希望者や育児休業復帰の支援のための講座・研修の開催や、情報提供を行う。
- ②個性や能力に応じた人材育成や人材登用への配慮に関する啓発を行う。
- ③妊娠・育児・介護などによる休暇取得や短時間勤務制度が利用しやすい職場環境づくりを促進する。
- ④次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定を促進する。
- ⑤産官学連携による若手職業人材の学びの場の提供を行う。
- ⑥男女共同参画に関する市民意識調査や労働実態調査を実施する。

《市民の役割》

◎一人ひとりが自らのワーク・ライフ・バランスのあり方を考え、家庭や地域における役割を積極的に果たす。

①生涯設計の必要性を認識し、知識と理解を深めるための講演会や講座に積極的に参加する。

《事業者の役割》

◎性別に関わりなく、将来的な管理職登用などを見据えた人材育成を図る。

◎育児・介護休業などの制度を利用しやすい職場をつくる。

①働く者の個性や能力に応じた人材育成や人材登用に配慮する。

②休暇取得や短時間勤務制度が利用しやすい職場環境づくりを推進する。

③次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定及び実施に努める。

基本目標4 とともに創る

～互いの個性を認めあい 活かしあい 支えあう地域～

施策(1) 多様な人材が参画できる地域づくり

《市の役割》

◎多様な生き方や働き方を認めあえる環境づくりのための啓発を行う。

- ①さまざまな活動に性別・年齢に関わりなく多様な人材が参画することの重要性を啓発することなどにより、まちづくり協議会や町内会、各種団体などにおける役員選出方法の見直しや新たな人材活用を促進する。
- ②地域で活躍できるリーダーの育成に向けた講座や研修を開催する。

《市民の役割》

◎慣習やしきたりにこだわらず、互いに認めあい、尊重しあう。

◎一人ひとりが自らのワーク・ライフ・バランスのあり方を考え、家庭や地域における役割を積極的に果たす。

- ①性別や年代に関わらず能力や個性を活かし地域活動などに積極的に参加する。
- ②講座や研修へ積極的に参加し、学んだ成果を地域で活かす。

《地域の役割》

◎慣習やしきたりにこだわらず、互いに認めあい、尊重しあう。

◎あらゆる活動に性別・年代に関わりなく多様な人材が参画できる地域をつくる。

◎女性の役員等への積極的な登用や意思決定等への参画を推進し、女性の指導的地位の向上を図る。

- ①性別・年齢に関わりなく多様な人材が参画することの重要性を踏まえ、まちづくり協議会や町内会、各種団体における役員選出方法の見直しや新しい人材の活用を推進する。
- ②地域づくりのための研修を実施するなど、地域活動の担い手を育成する。
- ③地域における団体等での女性役員等の積極的登用や意思決定等への参画を推進する。

施策(2) 多様な人たちが、協働して課題解決に取り組む地域づくり

《市の役割》

◎多様な生き方や働き方を認めあえる環境づくりのための啓発を行う。

- ①世代や理解度に応じた講演会・講座などを開催する。
- ②地域における様々な課題を地域住民の知恵と力で解決する協働のまちづくりを促進する。

《市民の役割》

◎一人ひとりが自らのワーク・ライフ・バランスのあり方を考え、家庭や地域における役割を積極的に果たす。

- ①講演会や講座などへ積極的に参加し、学んだ成果を地域等で活かす。
- ②一人ひとりが地域の課題に関心を持ち、能力や個性を活かして地域活動に積極的に参加する。

《地域の役割》

◎性別や年代に関わりなく、多様な人材が参画する持続可能な地域づくり活動を推進する。

- ①まちづくり協議会、町内会、各種団体等における役員選出方法の見直しや新しい人材の登用を推進し、後継者育成に努める。

施策(3) 活力に満ち、誰もが安心して暮らせる地域づくり

《市の役割》

◎多様な生き方や働き方を認めあえる環境づくりのための啓発を行う。

◎DV等、あらゆる暴力の根絶に向けた啓発、実態調査、相談体制の整備、保護事業、自立支援を行う。

◎男女が生涯にわたり自立し、安心して生活できるための健康づくりを推進する。

◎防災施策に男女共同参画の視点を導入する。

◎生活上の困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境を整備する。

- ①性別に関わりなく個人の能力や特性に応じて参加できる防犯・防災活動を実施する。
- ②健康検査や健康教育等による健康の保持を増進し、生涯を通じての性差に対応した健康支援を強化する。
- ③男女共同参画の視点を反映した防災施策を実施する。
- ④誰もが地域社会における存在意義を実感でき、仕事以外の生活の充実につなげることができるよう、地域活動の活性化や市民活動の場づくりを促進する。
- ⑤生活上の困難を抱えた女性等への自立支援等を行う。

《市民の役割》

◎DV等、あらゆる暴力をしない・させない社会風土を形成する。

◎自らの心身及びその健康について正確な知識・情報を入手し、生涯を通じた主体的な健康づくりに努める。

- ①性別に関わりなく個人の能力や特性にあわせ、防犯・防災活動など地域活動に積極的に参加する。
- ②人権について常に意識し、講演会や講座などへの積極的な参加と、学んだ成果を家庭や職場、地域で活かす。
- ③DVの被害者や加害者の実態を見過ごすことなく、支援機関へ相談するなど積極的に関与し、連携してDV被害拡大防止に努める。
- ④思いやりの心を持って積極的にDV被害者の自立に向けた支援に関わる。
- ⑤被害者の保護や支援、警察をはじめとする関係機関、相談員や民生児童委員などと日頃から連携を深める。
- ⑥生涯を通じた健康の維持に努める。

《地域の役割》

- ◎安全で安心なまちづくりのため、性別に関わりなく防犯・防災活動に参画する地域をつくる。
- ◎防災の取り組みに男女共同参画の視点を導入する。
- ◎生活上の困難を抱えた女性等が安心して暮らせる地域づくりを進める。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">①子ども・高齢者・障がい者など社会的弱者へ配慮するなど個人の能力や特性にあわせた防犯・防災活動などの実施に努める。②地域社会における存在意義を実感でき、仕事以外の生活の充実につなげるため、地域活動の活性化や市民活動の場の創出に努める。③男女共同参画の視点を反映した防災の取り組みを実施する。 |
|---|

基本目標5 ともに進める

～市・市民・事業者・地域が 協働・連携して進めるまちづくり～

施策(1) 多様な主体との協働の推進

《市の役割》

◎企業やまちづくり協議会、市民活動団体などと協働して施策を推進するとともに、各団体間の協働・連携を促進する。

- ①市民や各種団体などが企画・運営する男女共同参画に関連する事業などの開催を支援する。
- ②市・市民・事業者・地域で計画の共有を図り、協働を進める。

施策(2) 政策・方針決定過程への女性の参画促進

《市の役割》

◎市組織内部や各種審議会などの女性登用率の向上を図る。

- ①市組織において女性管理職の登用を進めるため将来的な管理職登用を視野に入れた幅広い人材育成を図る。
- ②各種審議会委員の構成が多様な人材となるよう配慮し、女性登用率の向上に努める。

《市民の役割》

◎社会の課題に関心を持ち、各種審議会などに積極的に参画する。

- ①講演会や講座などへの積極的な参加による意識の高揚、学んだ成果を家庭や職場、地域で活かす。

《事業所の役割》

◎女性の管理職等の積極的な登用や、女性の指導的地位の向上のための人材育成を図る。

- ①女性管理職の登用を進めるため、将来的な管理職登用を視野に入れた幅広い人材育成を図る。

《地域の役割》

◎女性の役員等への積極的な登用や意思決定等への参画を推進し、女性の指導的地位の向上を図る。

- ①地域における団体等での女性役員等の積極的登用や意思決定等への参画を推進する。

施策(3) 計画の推進・評価・公表

《市の役割》

◎事業の目的や施策の方向性を明確にする。

- ① 現状・課題把握のための市民意識調査を実施するとともに、その結果を点検・評価し、ホームページ等で公開する。
- ②男女共同参画推進懇話会において取り組みを評価し、その結果を公表する。

施策(4) 庁内推進体制の充実

《市の役割》

- ◎人権やワーク・ライフ・バランスに関する市職員の意識向上を図る。
- ◎庁内ワーキンググループの充実を図る。

- ①幹部会における研修など市職員の男女共同参画意識や性的少数者への理解を深めるための研修を行う。
- ②すべての行政活動において、男女共同参画の視点を反映する。